

直接搬入（家庭系一般廃棄物）の 処理手数料改正について

平素は、船井郡衛生管理組合の業務に関して、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、直接搬入（家庭系一般廃棄物）の処理手数料について、現在、当組合では50kg以下は無料とさせていただいておりますが、公共サービスを受ける特定の方には受益の範囲内で、使用料や手数料等を負担していただくことが公平で合理的と判断し、一般廃棄物の処理に関して、令和5年10月1日より無料から有料とさせていただきます。

住民のみなさまにはご負担をおかけしますが、何卒ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

	【現 行】	【改正後】
直接搬入処理手数料 (家庭系一般廃棄物)	50kg以下 無 料	50kg以下 一律 900円(税抜)

- 50 kg を超える場合は、現行通りです。

全量に対して 350円／10kg (税抜)

※処理困難物に関しては、400円／10kg (税抜)

- 有価物(雑がみ、ダンボール、衣類)については、引き続き重量に関係なく無料です。

日常生活で出される50kg以下の少量の家庭収集ごみに関しては、組合指定の収集指定袋を購入いただき、お住いの地域の収集日に出していただくよう、ご協力お願いいたします。

また50kgを超える多量のごみについては、上記の手数料が必要ですが、直接搬入をお願いいたします。



”分ければ資源、混ぜればゴミ”快適な環境を次の世代に引き継ぐのは、あなたです。

ゴミの減量化と分別収集にご協力を！

(お問い合わせ) 船井郡衛生管理組合 TEL 0771-42-3425